

(長崎県)

環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組の支援対象作物について

環境保全型農業直接支払交付金の対象活動のうち、有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組に関し、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号）第 4 の 1（5）イに基づき、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定を行いましたので、その結果を公表します。

作物名	通常の営農管理における使用状況		有機農業の取組における 支援対象の判定
	化学肥料	化学合成農薬	
菊芋	使用	使用	対象とする
うめ	使用	使用	対象とする
ズッキーニ	使用	使用	対象とする
シュンギク	使用	使用	対象とする
とうがん	使用	使用	対象とする
青パパイヤ	使用	使用	対象とする
香酸柑橘	使用	使用	対象とする
桑	使用	使用	対象とする
レモングラス	使用	使用	対象とする